

奨学のための給付金(国公立)のご案内 家計急変申請

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を支援するため、支給要件を満たす方に返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

● 支給要件

- 1. 保護者等が群馬県内に在住していること。
- 2. 高校生等が就学支援金等(授業料支援)の対象者であること。
就学支援金等とは、高校生等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金のことをいいます。
- 3. 基準日(急変日翌月の初日、急変日が1日の場合は当月の初日)に生徒が国公立高等学校等に在学していること。
- 4. 保護者の世帯が、以下のいずれかに該当すること。

保護者等の**失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入(所得)が急変**し、急変後の収入見込みが次の①から③に相当すると認められること。

ただし、定年退職、産休・育休等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。

- ① 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 非課税世帯相当
- ② 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 105,500 円未満相当の世帯 ※1
- ③ 保護者等全員の令和8年度住民税所得割の合計 が 182,500 円未満相当の世帯 ※1

※1 ②③の世帯は、申請の対象となる高校生等について国籍・在留資格等の要件があります。

基準日現在、休学している者、履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者で、履修する単位の登録を行っていない者は給付の対象となりません。

● 支給額 7月2日以降に家計急変した場合は、月数に応じた額が給付されます

区 分		全日制・定時制	通信制
① 住民税非課税世帯		143,700 円	50,500 円
所得割 合算額※2 が右に該当 する世帯	② 100 円以上 105,500 円未満 (年収目安 270 万円～380 万円※3)	47,900 円	16,830 円
	③ 105,500 円以上 182,500 円未満 (年収目安 380 万円～490 万円※3)	35,930 円	12,630 円

※2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

※3 両親の一方が働き、高校生 1 人(16歳以上)、中学生 1 人の 4 人世帯

令和8年度から
対象を拡充

◎申請方法:

申請書等に必要事項を記入し、確認書類を添えて通学している学校へ提出してください。
(家計急変申請ではオンライン申請は利用できません。書面で申請してください。)

◎申請期間:

A:令和8年7月1日までの家計急変 … 令和8年7月8日から**学校の定める日まで**

B:令和8年7月2日以降の家計急変 … 随時 **学校の定める日まで**

◎支 給 額: 年額または月数に応じた額 (前倒し給付を受給した場合は、その額を除いた金額)

◎支給時期: A:12 月頃指定の口座へ振り込み予定、B:12 月以降、随時

裏面

<家計急変とは>

令和8年7月1日(基準日)までの間に保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入(所得)が急変し、保護者等全員の収入(所得)が非課税または、住民税の所得割の合計が 182,500 円未満に相当すると認められる場合は、相当する支給区分の年額(7月2日以降に家計急変が発生した場合は、月数に応じた額)が給付されます。

ただし、定年退職、産休・育休等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。

(注1) 令和8年度の課税情報で非課税世帯に該当する場合、家計急変ではなく、通常申請してください。

(注2) 家計急変が発生した時期は原則、令和8年1月1日以降の場合が対象となります。

ただし、前年度に家計急変として認定を受けており、急変状態が今年度も継続していると認められる場合や、今年度1年生の場合は、令和7年1月から12月までの家計急変が認められる場合があります。

(注3) 家計急変申請は、通常申請と違い、家計急変事由が発生した日から年収を推計します。

【家計急変の目安(非課税世帯に相当する場合)】

保護者等の急変後1年間の収入(所得)見込額合計が、それぞれ下表のとおりであること。

扶養親族等の人数	収入見込額	所得見込額
なし	1,100,000 円以下	450,000 円以下
1人(ひとり親でない場合)	1,770,000 円未満	1,120,000 円以下
1人(ひとり親1人+生徒)	2,044,000 円未満	1,350,000 円以下
2人	2,216,000 円未満	1,470,000 円以下
3人	2,716,000 円未満	1,820,000 円以下

○ 所得割合算額が 182,500 円未満に相当する世帯の収入は、表面の年収目安を参考にしてください。

○ 給付金を受給している世帯で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますのでご相談ください

申請に必要な様式等は、群馬県教育委員会ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html>

ホームページ
URL2次元コード

